保 護 者 各 位　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年４月１５日

きりん保育園

園長 川 崎 加代子

『新型コロナウィルス感染症に係る給食費日割り措置』について

日頃より日々の保育に際し、ご理解とご協力を頂き有難う御座います。読谷村でも

新型コロナウィルス感染者が複数人確認され、更なる感染拡大が危惧されています。

　　　先日、読谷村長からコロナウィルス感染症拡大防止の為、家庭保育への協力通知が

ありました。家庭保育への保護者の皆様のご理解、ご協力有難う御座います。

感染症拡大防止理由のお休みに伴い、読谷村より家庭保育にご協力頂いて、

登園を控えている世帯の給食費を減免するようにと要請がありました。

　　給食費は本来、『欠席した場合でも減額しないものとする』と、重要事項説明書で

定められていますが、今般の特別な状況を鑑みて、事前に登園人数を把握し、

特別に減免措置を実施することに致しました。

記

　　実施開始期間　：　４月２０日～　（減免措置終了日は今後の状況に応じて決まります）

　　減免方法　　　：　徴収予定の給食費から減免額を相殺して調整します。

　　　　　　　　　　　（４月分は６月分給食費から、５月分は７月分給食費から）

　　減免額　　　　：　ひと月分の給食費を２５日で日割りし、該当日数をかけて算出します。

　　減免措置対象者：　３歳児・４歳児の給食費徴収世帯

　　　　　　　　　　『コロナ感染拡大の為登園自粛』と登園確認ｶﾚﾝﾀﾞｰに○印を入れた方

　　　　　　　　　　　＊土曜日に登園自粛する場合も必ず登園確認ｶﾚﾝﾀﾞｰに○印を入れて下さい。

※詳細については給食費減免についてのFAQをご確認下さい。

給食費減免についてのFAQ

●なぜ減免されるのですか？

　　事前に登園自粛の為の人数が把握できた場合、食材の仕入れ調整をすることによって

費用を抑え、給食費の日割りの減免に対応します。登園確認カレンダーへの記入のご協力

宜しくお願いします。

●減免の条件はありますか？

　　特別な申請は必要ありません。３歳児・４歳児の給食費徴収世帯のうち登園確認ｶﾚﾝﾀﾞｰの

　　『コロナ感染拡大の為登園自粛』に○印を入れて頂くことが条件になります。

　　登園自粛の場合、忘れずに○印を記入して下さい。

土曜日に登園自粛する場合も記入して下さい。

●減免対象の期間はありますか？

　　４月２０日から減免措置が始まります。終了日は現段階では決まっておりません。

今後の感染拡大状況によって決める予定です。減免措置終了日は決まり次第お知らせします。

実施開始日は読谷村内全ての認可保育園、公立保育所で共通です。

●どのくらい減免されますか？

　　読谷村からの通知により、ひと月分の給食費を２５日で日割りし、登園自粛日数をかけて

算出します。主食費・副食費の両方が免除されている方への返還はありません。

減免額の計算方法は公立保育所と同様です。

●減免された給食費はどのように戻ってきますか？

　　減免となる給食費は６月分より減額して徴収調整を行います。現金で返還することは

ありません。

●減免された給食費はいつ戻ってきますか？

　　月初めに前月分の減免額を計算し、準備ができ次第給食費から減額調整を行います。

●０歳児、１歳児、２歳児の減免措置はないのですか？

　　０歳児、１歳児、２歳児の給食費は保育料に含まれている為、保育園での減免措置は

ありません。保育料の減免措置については現在読谷村が調整中です。

決まり次第お知らせします。